

規約例：参考にして各団体の規約を作成し、提出してください。規約内または別紙に昨年度までの活動実績を記載してください。第11条の内容は必ず規約に入れてください。

〇〇〇〇部（サークル）規約  
（名称）

第1条 本部（サークル）は〇〇〇〇部（サークル）と称する。  
（場所）

第2条 本部（サークル）は目的に賛同し自発的に参加する者で組織し、本部を一橋大学に置く。  
（趣旨・目的）

第3条 本部（サークル）はその活動を通じて、部員相互の親睦、及び教養・健康の推進を図り、

第4条 技術の向上に資することを目的とする。

（活動）

第5条 本部（サークル）は前条の目的達成のために次の活動を行う。

① 通常練習

② 定期戦への参加

③ その他、適当と認める大会等への参加

④ 昨年度までの活動実績は以下（または別紙）の通りとする

4月	新観活動	5月	合宿・〇〇試合	6月	〇〇演奏会	7月	〇〇試合	8月	合宿
9月	〇〇大会	10月	〇〇演奏会	11月	〇〇試合	12月	総会・役員交代		

（組織）

第6条 本部（サークル）は以下の通り役員を置き、組織の健全な運営のために寄与しなければならない。

代表	1名
副代表	若干名
総務・主務担当	若干名
会計担当	若干名
如水会（OB）担当	若干名

また本部（サークル）に顧問を置き、教員の立場から、部の活動・運営に助言と指導を与える。  
〇〇研究科の〇〇〇教授に依頼する。

第7条 本部（サークル）の構成員は、前条の活動目的に反する行為を行った場合は、除名とする。  
または期間を定めて活動参加を制限するものとする。

（議決）

第8条 本部（サークル）に「部会」を置き、部の企画運営に関する事項を審議・決定する。

（会計）

第9条 本部（サークル）の運営経費は、原則として部員からの部費及び趣旨に賛同する個人及び団体からの援助金等を充てる。

（事故防止の義務）

第10条 本部（サークル）は事故を未然に防ぐ能力を取得し、つねに事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先とする。

**第11条 本部（サークル）は「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」を遵守し、未成年飲酒をさせてはならない。 →必ず規約に入れてください**

（その他）

第12条 この規約の改廃は、部会により承認を受けなければならない。

付則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。